

# 山梨県公報

第一千四百四十四号

平成二十三年

六月二十日

月 曜 日

## 目 次

山梨県条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長の 期日の指定	三七九
保安林の指定の予定(十二件)	三七九
公 告	
土地改良区役員の退任	三八三
その他	
一般競争入札について	三八三

## 告 示

### 山梨県告示第二百四十四号

山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第十三条第一項の規定により、  
山梨県条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長(平成二十三年  
山梨県告示第七十二号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、青  
森県及び茨城県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについ  
ては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月二十八日までの間に到来  
するものについて、平成二十三年七月二十九日とする。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県告示第二百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ  
うに保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 保安林の所在場所

山梨県公報 第一千四百四十四号 平成二十三年六月二十日

大月市飯岡町奥山字小和田二九六二、字大沢三〇二八、字東原二七三七の一

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

立木の伐採方法

(一) 立木の伐採方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小和田二九六二・字大沢三〇二八・字東原二七三七の一(以上三筆について次  
の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び  
大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ  
うに保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 保安林の所在場所

大月市七保町下和田字下畠一六七〇、一六七〇内二、一六七〇内三、一七〇九、一  
七一〇、字花輪一六〇〇二、一六〇〇三

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下畠一六七〇・一六七〇内二・一七〇九・一七一一(以上四筆について次の図  
に示す部分に限る。)、字花輪一六〇〇二、一六〇〇三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

都留市鹿留字天神ノ上三五〇五、三五〇六、三五〇八、三五〇九、三五一〇の一、三五一〇の二、三五三四、三五三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字天神ノ上三五〇五・三五〇六・三五〇八・三五一〇の一・三五一〇の二・三五三四・三五三五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三五〇九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

上野原市桐原字ワセガイト一八九一から一八九四まで、字今野一八九六から一八九八まで、字小田一三四五の一、一三四五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字今野一八九七・一八九八・字小田一三四五の一・一三四五の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字ワセガイト一八九一から一八九四まで、字今野一八九六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町十谷字伊良場沢四八五一、字岡松四八三二、四八三三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百五十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町鳥屋字中島七七の一、七七の一、八四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中島七七の一・七七の一・八四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百五十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

一 保安林の所在場所 山梨県知事 横 内 正 明

山梨市牧丘町牧平字神子屋敷三一一六（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字神子屋敷三一一六（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百五十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

甲州市大和町初鹿野字大久保四七〇〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保四七〇〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百五十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市武川町宮脇字上原二七三の三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字上原二七三の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百五十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

甲斐市上芦沢字横道下一〇六一の二〇、一〇六一の二二、一〇六二の二六、一〇六四の一、一〇六四の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字横道下一〇六一の二〇・一〇六一の二二・一〇六一の二六・一〇六四の一・一〇六四の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百五十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

笛吹市芦川町中芦川字一之倉一五九二の一、一五九三、一六〇五、一六〇六の一、字向川九四五の三、字矢名目九二九、九三三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字一之倉一五九三・一六〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百五十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
  - 南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一三三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十三年六月二十日

一 退任 山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	河 西 久 夫	南アルプス市有野六一五	平成二十三年五月二十六日

**そ の 他**

● 山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十三年六月二十日

富士山有料道路管理事務所長 田 中 茂

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 工事項
    - 料金所表示板設置工事（以下「対象工事」という。）
  - 2 工事場所
    - 山梨県南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾地内
  - 3 工事概要
    - 表示板設置 二基 S I構築 一式
  - 4 工期
    - 平成二十三年七月二十五日から平成二十三年十二月十五日
  - 5 予定価格
    - 二百五十八万八千円
- 二 一般競争入札の参加資格
  - 山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
  - なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。
  - 1 一般競争入札（事後審査型）公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たす者であること。
  - 2 契約締結日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者で



<p>あること。</p> <p>3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項の規定に該当しない者及び同条第二項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。</p> <p>4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。</p> <p>5 建設業法に基づき適正な技術者一名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に三ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。</p> <p>6 ISO9001の認証取得を必要とする場合には、登録範囲に対象工事の内容を含んでいること。なお、審査登録機関は、（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。</p> <p>7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>8 公告の日の六月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。</p> <p>9 公告の日の二年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。</p> <p>10 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成十九年六月二十日施行）により入札参加資格の再認定を受けた者であること。</p> <p>11 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。</p> <p>12 公告の日一月前以降に山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における一～四に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が五十五点以上の者は参加できる。</p> <p>13 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。</p>	<p>三 設計図書等の配布</p> <p>1 配布期間 「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで</p> <p>2 配布方法 下記によりダウンロードすること。 山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所HP（以下「同ページ」という） （URL）<a href="http://fujisen.web.infoseek.co.jp/">http://fujisen.web.infoseek.co.jp/</a></p> <p>四 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法</p> <p>1 受付期間 「個別事項」に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。</p> <p>2 申請方法 電子メールによる。 メールアドレス <a href="mailto:fuji-subarune@tollgate.arena.ne.jp">fuji-subarune@tollgate.arena.ne.jp</a> ただし、電子メールを送信したことを電話により五の一の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。</p> <p>五 問い合わせ先</p> <p>1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項 「個別事項」に記載のとおり</p> <p>2 設計書の内容に関する事項 電子メールにより、「個別事項」に記載の日までに質問すること。ただし、電子メールを送付したことを電話により、「個別事項」の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。</p> <p>3 2の手続により詳細な説明を求められた時は、各質問書提出の翌日から起算して二日後から入札の前日まで、その回答を同ページで公表する。</p> <p>六 入札参加資格の確認結果通知等</p> <p>1 入札参加資格確認通知は行わない。入札参加資格の確認は、開札後、全ての入札参加業者について実施する。</p> <p>2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。</p> <p>七 苦情申し立て</p> <p>1 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認められた理由について詳細な説明を求める場合 （一）申し立て方法 「個別事項」に記載の日までに、電子メールにより質問すること。ただし、電子メールを送付したことを電話により、「個別事項」の担当者に連絡し、間違いな</p>
---	---

く到着していることを確認すること。

(二) 回答方法

「個別事項」記載の日までに、同ページにより回答する。

八 入札等の日時

(一) 入札期間及び開札予定日時

「個別事項」に記載のとおり

(二) 落札者決定日

「個別事項」に記載のとおり

九 入札手続等

1 最低制限価格制度

適用する

2 現場説明会等

現場説明会及びヒアリングは行わない。

3 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

5 近接工事との重複落札の禁止

「個別事項」の「近接工事」に記載のある場合には、次のア又はイのとおり、近接工事と対象工事を重複して落札することはできない。

ア 近接工事を施工中（入札参加資格申請締切日までに完成引渡済の場合を除く）

の者又は落札した者は、対象工事の入札に参加することができない。

イ 対象工事と近接工事の入札期間が重なる場合は、先に開札する工事を落札した

者が行ったその後に関連する他の工事の入札は無効とする。

6 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意

契約により締結する予定の有無

無し

7 入札執行回数

一回とする。

8 工事費内訳書の提出

入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

9 契約の確定

(一) 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 契約書の作成

山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）に定める建設工事請負契約書を作成する。契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

十 入札保証金

免除する。

十一 契約保証金

落札者は契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

十二 支払条件

1 前金払

適用する。金額は、契約金額の四割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の四割以内）とし、一万円未満の端数は切り捨てる。

2 中間前金払

適用する。ただし、中間前金払を選択した場合に限る。金額は、契約金額の二割以内（債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の二割以内）とし、一万円未満の端数は切り捨てる。

3 部分払

適用する。ただし、部分払を選択した場合に限る。山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第百十五条第二項の規定による回数範囲とする。

十三 その他

- 1 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。
- 2 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはない。
- 3 「二 一般競争入札の参加資格」7に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
  - ア 当該受託者の発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有し、又はその出資総額の百分の五十を超える出資をしている建設業者。
  - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- 4 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。
- 5 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- 6 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。